## 食品廃棄物の不適正処理事案の概要

## 1 食品廃棄物の不適正処理事案の概要等

年月日	内 容	
平成28年1月12日	月12日 (株)壱番屋が、「ダイコー(株)に廃棄処分委託した冷凍ビーフカツがスーパーで販売されているのが発見された」と尾張県民事務所及び愛知県警に通報	
平成28年1月13日	ダイコー(株) 及び (株)壱番屋 等への立入検査、報告徴収を開始 ダイコー(株)が、大量の未処理の廃棄物を、県内4か所(8,981㎡) 及び岐阜県、三重県内で保管していることが判明(うち県内3か所及び岐阜、三重は無届) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の虚偽報告等を確認	
平成28年2月29日	29日   廃棄物処理法に基づき、ダイコー(株)に対し改善命令書を発出(着手期限3月4日、履行期限5月17日)	
平成28年3月3日	ダイコー(株)が改善計画書を提出。同社は、同日より排出事業者に対し、処理困難通知※を発出 併せて、県から排出事業者に対して回収を指導	
平成28年4月19日	環境部内に「廃棄物撤去推進チーム」を設置	
平成28年6月8日	3日 生活環境保全の観点から、県の事務管理により、排出事業者が不明な廃棄物の撤去を開始	
平成28年6月27日	廃棄物処理法に基づき、ダイコー(株)の産業廃棄物処理業許可(収集運搬業及び処分業)の取消し処分	
平成29年2月27日	平成29年2月27日 県の事務管理を終了	

<sup>※</sup> 処理困難通知を受けた排出事業者は、廃棄物の回収等を講ずる義務が課せられる。

## 2 食品廃棄物の不適正処理事案発生の要因

区分		要因	詳細
排出事業者	出事業者責任の欠如によっ	〇 処理状況の実地確認の不履行又は不十分な確認	○ 廃棄物処理法において、排出事業者は産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、実地確認を含め発生から処分が終了するまでの一連の行程が 適正に行われるよう必要な措置を講ずるように努めなければならないとされており、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例では、委託先における 処理状況を定期的に確認しなければならないとされているが、本事案においては、この確認が不履行、履行されても事業場の外観を見る程度の 不十分な確認が大半であった。
		○ 無許可業者への処理委託又は発酵が困難 なものの処理委託	<ul><li>○ 処理業者が一般廃棄物処理業の許可を有していないにもかかわらず、事業系一般廃棄物を委託している排出事業者がいた。</li><li>○ ダイコーの処理方法としては、動植物性残さ等の乾燥、破砕・選別、混錬、発酵を行い、肥料又は飼料を製造するというものであったが、明らかに発酵が困難である塩分の高い味噌やマヨネーズ、ガム等を処理委託している排出事業者がいた。</li></ul>
		〇 マニフェストによる処理状況の確認が不十分 (虚偽記載を見破れず)	〇 産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、ダイコーから返送されてきた電子マニフェスト等の最終処分終了日欄に機械的に廃棄物引渡し日から 5日後の日付が記入、登録されていたが、排出事業者はたった5日間で発酵処理が完了できるのか、十分な確認がなされていたか疑問が残る。
		〇 著しく安価な費用での処理委託	○ ダイコーの処理料金は一般的な相場と比べると著しく安かったということであり、適正な料金で委託していたかという点で疑問が残る。
処理業者産業廃棄物	悪 違意 法を 行持	〇 廃棄物の不適正処理・不正転売	〇 処理施設のある本社工場では、平成22 年頃から、委託された食品廃棄物を過剰に保管し、発酵施設については、平成24 年~25 年頃から稼働 していなかった。また、本社工場だけでなく、別工場や無届けの保管場所にも、処理委託された廃棄物(冷凍食品、調味料、菓子類、飲料等)を処分 することなく不適正に保管し、一部の食品廃棄物を不正に転売するようになった。
者報	為った	〇 (電子)マニフェストの虚偽記載	〇 ダイコーは、処理委託された廃棄物を不適正保管や転売したにも関わらず、処分したように装い、電子マニフェスト等において処分が終了した旨の 虚偽報告も行っていた。
行政	見破れず戦	○ 悪意を持って違法行為を行う事業者に対す る監視体制の不十分さ	<ul> <li>○ 平成23年以降県へ寄せられたダイコーに関する周辺住民からの苦情は、無届けの保管場所の悪臭によるものが平成26年6月、届出のある本社工場の悪臭によるものが同年9月、排水によるものが同年12月、平成27年2月、3月とこれまで5件あった。事案発覚前、県では、こうした苦情への対応や定期パトロール等により、ダイコーへの立入検査を平成23年から平成27年までの5年間で13回行っていたが、不適正処理を見抜くことは出来なかった。</li> <li>○ 届出のある本社工場内での不適正処理については、十分な立入検査が行われ、また、立入検査の記録について引継ぎが適切になされるなどすれば、処理施設が稼働しておらず未処理の食品廃棄物が倉庫やコンテナ等に大量に置かれていたことなどの不適正処理の一端は見抜くことができた可能性がある。</li> <li>○ 無届けの保管場所については、立入検査の対象としての把握は困難であるが、悪臭等の苦情があったことを端緒とし、廃棄物の疑いのある物の保管場所として立入検査、報告徴収を行うことは可能であり、不適正処理事案が大規模化する前の段階で早期に対応することが可能であった。</li> </ul>
		〇 ベテラン職員の大量退職に伴う監視指導 職員の資質の低下	○ 多くの都道府県等の環境部局等では、団塊世代の退職等に伴い技術系を中心として職員数が減少しており、愛知県も例外でない。 ○ 知識や経験豊かな職員の退職が、行政職員全体の資質の低下を招いている。